

2014年9・10月号 No113

夜明けの会ニュース

“高利貸しのない社会を！”

暮らしとこころの総合相談会

昨年度に続き今年度も「暮らしとこころの総合相談会」を実施しています。

昨年度は、五百人を超える相談者が来ていました。相談内容は、健康問題、経済生活苦、家庭問題、勤務問題等様々な問題がありますが複数の相談を同じ場所で行うことも

発行：夜明けの会事務局
(朝日総合法務事務所内)

〒363-0023

埼玉県桶川市朝日 2-12-23

TEL 048-774-2862

FAX 048-774-4993

URL: <http://homepage2.nifty.com/asahi-houmu/>

うメリットがあり遠方でも相談
来ている方もいます。

「暮らしとこころの総合相談会」では、各分野の専門家である弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、民間団体などが、相談者の話を直接伺い、相談者と一緒に解決を目指します。問題の原因解明にあたっては、各専門家が自らの専門分野に固執することなく、多様な可能性を想定しながら、時には他の分野の専門家も同席の上、解決のための最適な提案を心がけています。

日時 毎週木曜日
十五時～十九時

場所 JACK大宮5階

内容 法律相談(多重債務・労働・失業など)・生活相談、こころの相談など

予約・お問い合わせ(事務局)
☎〇四八・七八二・四六七五

尚、会場の節電の関係上、急遽相談時間の変更となる場合がありますので必ず予約及び確認の電話をお願い致します。

夜明けの会、定期総会報告

●被害体験談

「今こそ、

ヤミ金融撲滅に向けて！」

平成13年7月頃私の携帯電話に、ある金融業者(ヤミ金)から電話が掛つてきました。電話での内容は、私の弟へ3万円を貸しているとのことでした。支払期日が3日程過ぎ、弟本人と連絡が取れない為私に払ってほしいとの事でした。私は弟の借金は私には関係ないと断ると相手側は声を

荒げて身内の借金は身内の人が支払う義務があるだろうと言いそして最後は私の自宅へ訪問すると言うのです。私自身、家族に内緒でサラ金業者(4社)へ借金があったので、自宅へ来ると言われた時「ヤバイ」と思い弟の借金を払いました。

そして、すぐ弟の所へ電話を入れたのですが既に退職した後で未だに連絡のつかない状況です。このような出来事があってから4～5日後に又私の携帯電話に

《9・10月予定》

9月21日(日) 11:00～ バーベキュー
10月19日(日) 13:00～ 街頭活動 上尾駅

埼玉県「暮らしとこころの総合相談会」
15:00～19:00 JACK大宮5階 毎週木曜日

9月4日、11日、18日、25日
10月2日、9日、16日、23日、30日

※相談日は、月・金曜日 午前10時～午後5時迄。
毎回午後3時頃司法書士に来て頂きますので、初回の相談は必ず司法書士と一緒にいきます。

電話が掛ってきました。別の金融業者からです。内容は前回と一緒で弟の借金の件でした。今度は5万円貸しているとの事でした。私は同僚に3万円を借り、私の持金3万円計6万円を支払いました。その後も4〜5件の金融業者から電話があり、「全額完済しろ！」と電話で脅され、私は必ず支払う約束で期日を延ばしてもらいました。その時点で弟の借金合計は約30万円になっていました。この借金を返す為、今度は私がヤミ金に手を出す事になったのです。それは平成13年10月頃、ある週刊誌に載っていた広告を目にしました。金融業者の広告でした。内容は「個人の信用で100万円まで」「コンピュータ審査なし」「当社独自の審査」「現状厳しい方」等条件面で安心できると思い電話をしました。女性の方が出て、初めての方は来店してくださいとの事でした。その時に色々な条件や話を伺うと言うので、私は翌日会社を休み、神田にある店に行きました。場所案内は電話でもらい、着いた場所はマンションの一室で、中には

女性1名男性3名の小さな事務所でした。そこで申込用紙に融資金(申込金)、氏名、住所、電話番号、会社名と電話番号、家族全員の氏名を記して書類を渡ししました。待つ事約20分、男性社員の方が現れて、私に審査結果が大変厳しい為、申込金の30万円は無理と言われました。しかし5万円までならすぐに融資できるとの事でした。そして支払い状況を見て、増額を考えてくれるとの事でした。どうするか少し迷いましたが、弟の借金の支払いがある為、融資を受ける事にしました。その時の支払条件は、10日後に完済額6500円、利息のみの場合は10日後に15000円、以後10日毎15000円及び完済額65000円を支払って下さいとの事でした。この時も少し迷いました。でも支払期日が近づいていたので契約しました。しかし、まだ25万円足りません。色々考えた末、今度は新聞欄で、金融欄を見て5〜6軒に電話を入れました。そして全ての店に行き、最初の店と同じ様な条件で契約してお金を作り、弟の借金を返納し

ました。

しかし、ここからが私のヤミ金地獄の始まりでした。サラ金への支払い(約月7万円)とヤミ金への支払い(10日毎利息だけ75000円)、特にヤミ金への支払いが10日毎の為、お金を作るのに同僚や友人に借金をして支払っていました。その後、借金出来なくなり、どうしようと思っているところに携帯電話にヤミ金業者から電話が入りました。お金を貸してくれるとの事でした。私はすぐに申込み、その日の内に銀行口座にお金を振り込んでもらいました。そしてこのような電話とダイレクトメールが、携帯と自宅に来るようになり、支払いの為に次から次へと電話や来店というかたちでお金を借り、気がつけば平成15年3月頃には、100件以上のヤミ金業者と取引をしていました。

この時点でヤミ金業者との契約金は「700万円」位になっていたと思います。当然、支払いも遅れるようになり、毎日ヤミ金業者から取り立ての電話が入りました。待つて下さいと頼んでも

「今日中に持参しろ!」「泥棒をしてでもお金を作れ!」等ありとあらゆる脅しの罵声を浴びて毎日が恐怖の日でした。又あるヤミ金業者」は私の給料日に会社までお金を取りに来ました。会社への電話も毎日の様に入り、私は会社をクビ同然のかたちで辞めました。勿論、家賃の滞納、電気代や水道代、ガス代の支払いも遅れるようになりました。100件以上のヤミ金業者との取引の中で、お金を作るために年金で暮している母から「約200万円」おばさんから(100万円) 私の義弟2から(約150万円) 女房の義姉から(約25万円)そして娘達から(約20万円)とお金を借りました。

それでも、返済に追いつかず、私はついに現実から逃げる為家を出て姿を消しました。私が姿を消した後、ヤミ金業者は妻の会社や娘の家、妹の家等に電話を入れて、自宅にはヤミ金業者が直接来て「金返せ!」の張り紙をしていたそうです。妻は一人で恐くなり、娘夫婦の協力を得て夜逃げ同

様に家を出たそうです。そして私
自信も娘達からヤミ金の対策を
考えてくれる会があるので、その
会で相談に乗ってもらおう事の伝
言が携帯に入っていました。2週
間後、私は「夜明けの会」に行き
全てを話し解決して頂き現在に
至っています。

しかし、ヤミ金業者との電話の
やり取り、店へ行った時の対応の
態度は、いまも心の中で恐怖とし
て生きています。本当に死ななく
てよかったですと思っております。

また、この恐怖から逃れるため
自らの命を絶つという気持をわ
かる様な気がします。一人でも多
くの方を救う為ヤミ金に苦しん
でいる人を助けてください。「ヤ
ミ金をこの世から撲滅!!!」これ
が私の願いです。(会員 S)



○ヤミ金

撲滅に向けて

解決するという決意

相手がヤミ金でも、毅然とした
対応をとれば解決することができ
ます。

そのためには、法律家に依頼す
る場合でも、被害者の会の支援を
うけて自分自身で対応する場合で
も、被害者本人が「解決するんだ」
という強い気持ちを持ち続けるこ
とが必要です。ヤミ金は、被害者
本人と法律家や被害者の会などと
の切り離しを図る目的で、嫌がら
せを続けることもあります。そん
なとき、被害者本人が「やつぱり駄
目なんだ」と早々に諦めてしまえば、
ヤミ金の思うつぼです。これからも
ずっと、ヤミ金の言いなりになりま
すか？

一方、相談を受ける側(弁護士、
司法書士、被害者の会)は、被害者
の心情を理解することに努める必
要があります。叱りつけるだけでは
うまくいかないし、法律論を解説
すればうまくいくというわけでも
ありません。まず、被害者の恐怖
心を取り除くことが重要です。被
害者が抱いている恐怖心も、いろい
ろあります。それらを一つ一つ取
り除いていくことも、大事な仕事で

す。

家族に打ち明ける

被害者本人は、「これ以上、家族
に迷惑をかけられない」「離婚され
る」という恐れから、ヤミ金被害に
あつてい事実を家族に隠してしま
いがちです。

ヤミ金は、最初は「家族には内緒
にしておきますから大丈夫ですよ」
などと恩着せがましい勧誘をして
おきながら、支払ができないと「家
族から返してもらいますよ」などと、
脅しの材料として徹底的に利用し
ます。

被害者本人は法的なことは全く
分からないため、「返済ができなか
つたら、家に電話が入ってしまう」
という恐れから、返済のために他の
ヤミ金から借りるといふ行動を繰
り返してしまいます。年利100
0%を超えるような高金利での自
転車操業ですから、無理に決まっ
ています。当然、払えなくなる日が
やってくる。そこでどうしようも
なくなつて家族に打ち明けると、
「こんなに膨らんでから言われて
も」「何回も家で肩代わりしてきた
のに」「などと怒られてしまいます。
ヤミ金からは脅され、家族からは

怒られて、被害者本人は、「借りた
自分が悪い」「こんなことになつてい
るのは自分だけだ」などと自分を
追いつめて孤立し、家族に内緒にし
て自転車操業を繰り返す、という
行動にますます拍車がかかつてし
まいます。それがヤミ金の狙いで
す。

被害者本人へ「勇気を出して

勇気を出して家族に打ち明けて
下さい。一度に多くのことを話すこ
とはできないかも知れません。しか
し、「ヤミ金問題を解決するために
相談に行く」ということは、せめて
言ってみてください。

解決後の生活が大事

多くの場合、ヤミ金被害にあつた
背景に、サラ金・クレジットなどの
多重債務問題が存在しています。
多重債務問題はサラ金の高金利・
過剰与信によつて生じる構造的問
題であり、必ずしも本人だけの責
任ではありません。この点は、法律
家や被害者の会などの第三者から
客観的に説明されれば、家族とし
ても受け入れやすいと思えます。
ヤミ金問題の解決だけでなく、その
原因となつた借金の法的整理、二
度と多重債務に陥らないための生

活改善など、家族と一緒に頑張って解決していくことを目指していきま
す。「やってしまったことは、しょう
がない。解決後、これからの生活が
一番大事なんです」という割り切
りを示すことも、はじめの一步を
踏み出してもらうためには有効で
す。

「夜明けの会」賛助司法書士から

奨学金が返せない／
深刻な現状／

現在、大学生や専門学校校の学生
の二人に一人が奨学金を利用し
ていると言われています。

ところが多くの人が返済でき
ずに苦しんでいます。

その背景には雇用不安があり
ます。非正規労働による低収入や
失業などにより「返したくても返

奨学金というより

奨学金ローン／

サラ金より厳しい取立／

せない」のが実情です。

現在の奨学金の業務は従来の
「日本育英会」から平成4年に

「独立行政法人日本学生支援機
構」に移行されました。

移行した機構は奨学金を「金融
事業」と位置づけ、回収強化をす
めていきます。

機構は返済できない人に対し、
個人信用情報機関への通知、支払
督促の申し立て、回収業者への委
託などを積極的に進めています。

また、延滞金の減額やカットに
は一切応じようとしません。
返しても返しても元本が減ら

法的処理を困難にする保証
制度／

ないというのが現実です。

実際、機構の調査でも「延滞の
理由」に本人や親の低所得・生活
困窮に続き「延滞金額の増加」が
挙げられています。

奨学金を借りている人は親や
親戚を保証人に立てていること
が多く、自分が破産手続きをする
ことにより保証人に催告が行く
ことで破産などの法的手続きに
進めない人もいます。

本人が自己破産した後親が死
亡し、保証人の相続人として請求

を受けているという例もありま
す。

日本の奨学金制度は
改革が必要／

私立大学で自宅外通学の場合
月64000円の奨学金を利用
すると総額約300万円となり
ます。

夫婦で利用していた場合は卒
業と同時に600万円もの借金
を負うこととなります。

結果的に進学を諦めるなど教
育を受ける権利も奪われてしま
います。

このような金融事業ローンと
しての奨学金制度には改革が必
要です。

本年三月三十一日に奨学金問
題対策全国会議が設立され、全国
各地でも様々な取り組みが行わ
れています。

埼玉においても奨学金問題に
ついて「声が届き、声を発信す
る」運動を担う体制をつくるべく、
弁護士、司法書士、大学教授が呼
掛け人となり設立準備会を開催
することになりました。

皆さんの身近で奨学金につい
て問題を抱えている人がおられ
ましたらご連絡下さい。

（「夜明けの会」賛助司法書士の
会」事務局長 安野憲起）

編集後記

平成二十二年の六月に貸金業
法施行が実施され、今年も包括的
な相談が全国で実施されていま
す。多重債務者の掘り起こしと各
団体の連携が重要になります。今
年度も「暮らしとこころの総合相
談会」を実施されています。弁護
士、司法書士、精神保健福祉士、
社会福祉士などが連携し相談を
受ける画期的な相談会です。相談
者が気軽に相談でき相互的な相
談ができる状況になっています。

（事務局）